

世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について（案）

平成 25 年 3 月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産・無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）及び無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録）に記載すべき資産の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適當と思われる資産の候補の選定に関する事項
- (4) 無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (5) 無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適當と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (6) その他、世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産・無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

世界文化遺産・無形文化遺産部会委員

(平成25年3月19日現在)

(正委員)

- | | |
|-------|------------------------|
| 神崎 宣武 | 旅の文化研究所長 |
| 西村 幸夫 | 東京大学副学長、日本イコモス国内委員会委員長 |

(臨時委員)

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 稻葉 信子 | 筑波大学大学院教授 |
| 内田 篤呉 | MOA美術館副館長 |
| 河野 俊行 | 九州大学大学院教授 |
| 五味 文彦 | 放送大学教授 |
| 宮田 繁幸 | 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所
無形文化遺産部長 |

(専門委員)

岩崎　まさみ	北海学園大学教授
大貫　美佐子	独立行政法人国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター副所長
岡田　保良	國立館大学教授
小川　直之	國學院大學教授
小野　昭	明治大学研究知財戦略機構黒曜石研究センター長
小野寺　節子	國學院大學兼任講師
唐澤　昌宏	東京国立近代美術館工芸課長
小浦　久子	大阪大学大学院准教授
小風　秀雅	お茶の水女子大学教授
斎藤　英俊	京都女子大学教授
佐藤　禎一	国際医療福祉大学大学院教授
佐藤　信	東京大学大学院教授
清水　憲一	九州国際大学教授
妹島　和世	建築家
中村　俊郎	中村ブレイス株式会社代表取締役
西岡　陽子	大阪芸術大学教授
藤原　恵洋	九州大学大学院教授
古家　信平	筑波大学教授

※上記専門委員については、世界文化遺産・無形文化遺産部会への出席は求めず、今後、同部会の下に設置される委員会に分属予定。